

委員会提出議案第2号

さぬき市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月28日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

## さぬき市議会議員定数条例の一部を改正する条例

さぬき市議会議員定数条例（平成14年さぬき市条例第218号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「20人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさぬき市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

## さぬき市議会議員定数条例新旧対照表

改正案	現 行
さぬき市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>20人</u> とする。	さぬき市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>21人</u> とする。